

美瑛町告示第10号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により告示及び公衆の縦覧に供する。

平成27年3月30日

美瑛町長 浜田



1 景観計画の名称

美瑛町景観計画

2 景観計画区域に定める区域

美瑛町全域

3 景観計画の適用日

この計画は、平成27年7月1日から適用する。

4 縦覧場所

美瑛町本町4丁目6番1号 美瑛町政策調整課